

## 岡崎市防犯灯電灯料補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、商店街等が保有する街路灯の電灯料の一部を予算の範囲内において補助するため、岡崎市防犯灯電灯料補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、岡崎市市費補助金等に関する規則（昭和34年岡崎市規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 この補助金は、夜間における市民の安全・安心を確保するため、商店街等が保有する街路灯の電灯料の一部に対して補助を行うことで、街路灯の継続利用の促進による夜間照明の確保及び地域の治安維持を図る。

### (定義)

第3条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 「商店街等」とは、以下のものを指す。

ア 商工会法（昭和三十五年法律第八十九号）に定められる商工会

イ 商店街振興組合法（昭和三十七年法律第百四十一号）に定められる商店街振興組合

ウ 岡崎市商工団体名簿中「発展会等」に分類される団体

エ 地方自治法第260条の2第1項に定める「地縁による団体」（本要綱では「町内会」という。）で、過去にアからウの団体が設置した街路灯を現に保有している町内会

オ 岡崎市商店街等街路灯電灯料支援金交付要綱（令和6年1月15日施行）に基づき、市から支援金の交付を受けた団体

(2) 「街路灯」とは、自立型道路照明器具及びアーケードに併設された道路照明器具で、電気使用料が発生しているもの

### (補助金交付対象者)

第4条 補助金交付対象者は、街路灯を保有している商店街等とする。

### (補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、街路灯の総数（令和7年4月1日現在の街路灯保有数）に0.4を乗じた数（端数がある場合は四捨五入した数。以下「4割相当数」という。）

と、商店街等が当該年度4月1日から3月31日の期間に支出した電灯料の総額に当該年度2月末日時点の街路灯保有数で割り返した額（端数がある場合は、小数点以下切り捨て）を乗じた額とする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費の実費とし、補助金の上限額は、4割相当数に4,500円を乗じた額とする。

（交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする商店街等（以下「申請団体」という。）は、岡崎市防犯灯電灯料補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長が定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 申請団体の構成員名簿
- (2) 申請団体の定款又はそれに準ずるもの
- (3) 設置箇所の位置図
- (4) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定及び通知）

第8条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めたときは、岡崎市防犯灯電灯料補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者へ通知するものとする。

- 2 市長は、補助金の目的を達成するために必要と認めたときは、交付の決定に際し、条件を付することができる。

（実績報告書）

第9条 交付決定を受けた申請団体は、事業完了後、岡崎市防犯灯電灯料補助金実績報告書（様式第3号）に次の各号に掲げる書類を添えて、当該年度の末日までに市長へ提出するものとする。

- (1) 電灯料支払実績及び市費補助事業に要する経費（様式第4号）
- (2) 電灯料支払領収書の写し又は支払証明書の写し若しくは毎月の支払金額及び契約灯数が分かるもの
- (3) 補助金の振込先口座がわかるもの（通帳の写し等）
- (4) 街路灯の全景写真（外観や仕様が同じものは省略可とする）
- (5) その他市長が必要と認めた書類

(額の確定)

第10条 市長は、前条の実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第5号により申請団体へ通知するものとする。

(補助金の交付)

第11条 申請団体は、前条の通知を受けたときは、速やかに岡崎市防犯灯電灯料補助金請求書(様式第6号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の請求書を受理したときは、速やかに申請団体に対して補助金を交付するものとする。

(検査等)

第12条 市長は、補助事業に関して必要が認めるときは、申請団体に対して必要な指示をし、報告を求め、又は検査をすることができる。

(交付決定の取消し又は返還)

第13条 市長は、交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定及び交付を取り消すものとし、交付確定金額の全部若しくは一部を取り消し、又は既に支払われた補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付決定又は交付を受けたとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消しする場合は、岡崎市防犯灯電灯料補助金取消決定通知書(様式第7号)により、当該交付決定者に通知する。

3 市長は、第1項の規定により補助金の返還を命ずる場合は、岡崎市防犯灯電灯料補助金返還請求書(様式第8号)により請求するものとする。

4 前項の規定により返還の請求を受けた者(以下「返還義務者」という。)は、当該請求の日から起算して30日以内に補助金を返還しなければならない。

5 市長は、返還義務者が前項に規定する期間内に補助金を返還しないときは、当該請求額に岡崎市税外収入の延滞金に関する条例(昭和45年条例第10号)第4条第1項に規定する割合により計算した金額を加算して請求するものとする。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

### (要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和10年3月31日限りでその効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき、既になされた交付申請に係る補助金の交付に関しては、同日後も、なおその効力を有する。